

## 第 30 回 泉区和泉町住居表示検討委員会 要旨

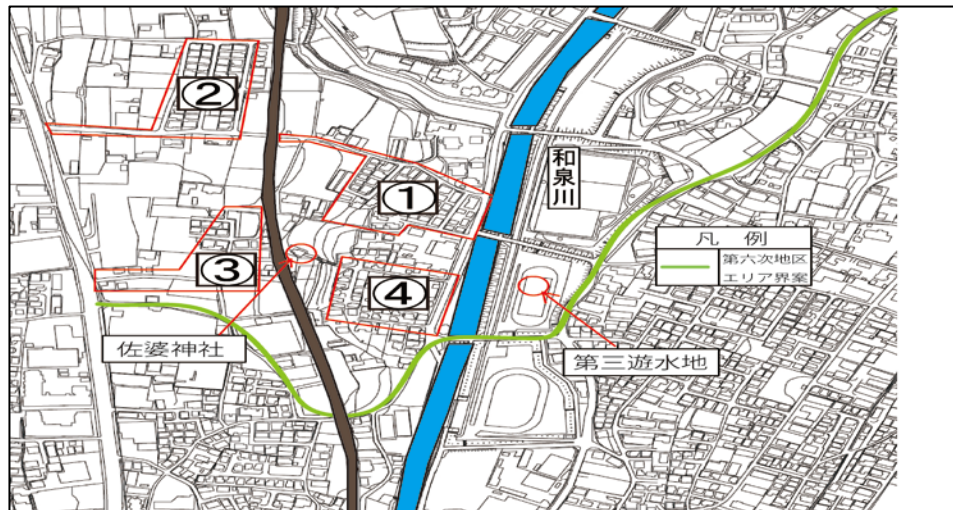
日 時	平成 27 年 12 月 14 日（月）午後 1 時～午後 2 時
開 催 場 所	泉区役所 4 階 4 D 会議室
出 席 委 員	検討委員：日並会長、佐藤副会長、菊川副会長、新井委員、笠井委員、松浦委員、藤井委員、本橋委員、山村委員、平川委員、新村委員、豊田委員、野田委員 事務局：市民局 関担当係長 他
欠 席 委 員	松浦委員、久野委員、小林委員、望月委員、川島委員、佐藤委員
開 催 形 態	公開（傍聴人 0 人）
次 第	(1) 第五次地区 新町界・町名案の地元説明会報告について (2) 第五次地区 基礎調査開始のお知らせチラシについて (3) 第五次地区 住居表示実施に向けたスケジュールについて (4) 第六次地区 事前現地調査の報告について (5) 次回検討委員会について
決 定 事 項	・基礎調査開始のお知らせチラシの回覧及び掲示に関すること ・第六次地区の現地調査の実施

### 議 事

【事務局】	<p><b>1 第五次地区 新町界・町名案の地元説明会報告について</b> (資料 1、資料 1 別紙に沿って説明) 和泉町第五次地区にお住まいの方に、新町界・新町名案などについて説明会を開催しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催日時</th> <th style="text-align: center;">開催場所</th> <th style="text-align: center;">来場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年 11 月 14 日(土) 10 時～11 時 30 分</td> <td style="text-align: center;">中和田 中学校</td> <td style="text-align: center;">142 名</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 11 月 17 日(火) 19 時～20 時 30 分</td> <td style="text-align: center;">泉区役所</td> <td style="text-align: center;">36 名</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 11 月 23 日(月・祝) 10 時～11 時 30 分</td> <td style="text-align: center;">中和田 中学校</td> <td style="text-align: center;">84 名</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 11 月 25 日(水) 19 時～20 時 30 分</td> <td style="text-align: center;">泉区役所</td> <td style="text-align: center;">19 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">281 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>説明会では、主に三点について説明しました。一点目は、住居表示の制度について、二点目は、新町界・新町名案などの決定の経緯について、三点目は、住居表示に伴う住所などの変更手続きについて説明しました。</p>	開催日時	開催場所	来場者数	平成 27 年 11 月 14 日(土) 10 時～11 時 30 分	中和田 中学校	142 名	平成 27 年 11 月 17 日(火) 19 時～20 時 30 分	泉区役所	36 名	平成 27 年 11 月 23 日(月・祝) 10 時～11 時 30 分	中和田 中学校	84 名	平成 27 年 11 月 25 日(水) 19 時～20 時 30 分	泉区役所	19 名	計		281 名
開催日時	開催場所	来場者数																	
平成 27 年 11 月 14 日(土) 10 時～11 時 30 分	中和田 中学校	142 名																	
平成 27 年 11 月 17 日(火) 19 時～20 時 30 分	泉区役所	36 名																	
平成 27 年 11 月 23 日(月・祝) 10 時～11 時 30 分	中和田 中学校	84 名																	
平成 27 年 11 月 25 日(水) 19 時～20 時 30 分	泉区役所	19 名																	
計		281 名																	

	<p>質疑応答の際の主な意見は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の住民などにとって住居表示に伴う手続きは難しく、住居表示はするべきではない。</li> </ul> <p>→(回答) 手続きの説明会は来年開催します。代理人による手続きも可能な場合もありますので、ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所のお知らせハガキが不足した場合はどうすればよいか。</li> </ul> <p>→(回答) 郵便局や区役所で追加配付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居番号表示板は、自分で取り付けなければならないのか。</li> </ul> <p>→(回答) 通行人から見やすい場所に、ご自身で取り付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居番号表示板は、必ず取り付けなければならないのか。</li> </ul> <p>→(回答) 必ずしも取り付けなければならないわけではありません。しかし、表札などに表記をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産所有者の住所変更の申請書は、どこでもらえるのか。</li> </ul> <p>→(回答) 住居表示実施前にお届けする「住居表示のしおり」に同封して配付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の住所変更手続きはどのように行うのか。</li> </ul> <p>→(回答) 住居表示実施前に送付する、住居表示実施通知書を使用してください。手続き方法は実施前に配付する手引をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍を新住所と合わせたい。本籍変更の手続きは実施前と後ではどちらが良いのか。</li> </ul> <p>→(回答) 実施前に新住所に合わせる転籍はできません。実施後に転籍を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍は和泉町にあるが、住所が和泉町以外にある人は手続きが必要になるのか。</li> </ul> <p>→(回答) 運転免許証など、手続きが必要になります。住居表示実施後に送付する本籍更正通知をご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転籍の手続きは横浜市で行うことはできないのか。</li> </ul> <p>→(回答) 法律で本人の届け出が必要となっておりますので、ご自身で転籍の手続きを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転籍の手続きに費用はかかるのか。</li> </ul> <p>→(回答) 転籍の手続きに費用はかかりません。しかし、転籍後に転籍したことを証明するための証明書（住民票の写し等）は有料で取得する必要があります。</p>
【事務局】	<p><b>2 第五次地区 基礎調査開始のお知らせチラシについて</b></p> <p>(資料2)に沿って説明)</p> <p>1月中旬頃に第五次地区基礎調査開始のお知らせの回覧を関係する自治会・町内会にお願いする予定です。</p> <p>今年は、自治会・町内会に入っていない方にも周知できるような環</p>

	<p>境を作るために掲示板にも掲示していただきたいと考えています。検討をお願いします。</p>
<p>【会長】</p>	<p>了解しました。掲示板についても問題と思われま</p>
<p>【事務局】</p>	<p><b>3 第五次地区 住居表示実施に向けたスケジュールについて</b>  (資料3)に沿って説明)  第五次地区実施までのスケジュールです。  平成28年1月に横浜市住居表示審議会を開催します。日並会長が臨時委員として参加していただきます。  1～3月下旬に、第五次地区の基礎調査を行います。市民局が委託した業者が歩いて調査します。  2月に、第五次地区の新町界・新町名案を広く事前周知するために、横浜市報に掲載(公示)します。  なお、この住居表示実施案に異議がある場合は、公示から30日間を経過する日まで、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づく変更請求をすることができます。  4月から10月中旬まで居住調査を行います。居住調査は実際にお宅に訪問しますので、4月初旬に案内のチラシを全戸配付する予定です。  6月に第五次地区の新町界・新町名案などを横浜市会に上程します。議決されると、新町界・新町名が決定します。  8月に新町界・新町名・住居表示の実施日を横浜市報に掲載(告示)します。  9月以降に新住所をお知らせする通知や住所変更手続きについて案内する「住居表示のしおり」を配付し、住居表示地元説明会を行います。  第四次地区はマイナンバーの関係で9月に行いましたが、第五次地区は10月以降に実施する予定です。</p>
<p>【事務局】</p>	<p><b>4 第六次地区 事前現地調査の報告について</b>  (資料4)に沿って説明)  平成27年10月22日(木)に現地調査を実施しましたので報告します。  市街化調整区域を4つに分けて調査を行いました。</p>



まず、「調査区域1」としている、図中①のエリアについてご報告します。宅地化が進んでおり、街区の形成はできています。しかし、北側や西側には畑が広がっており、今後の開発が未知数のため、取り組むことは困難だと考えております。

「調査区域2」としている、図中②のエリアについてご報告します。こちらについても、宅地化が進んでおり、街区形成はできております。しかし、周りには畑があり、開発されるには時間がかかることが予想されるため、取り込まないことが望ましいと考えました。

「調査区域3」としている、図中③のエリアについてご報告します。こちらは、建物が点々としていることや、きちんと手入れがされている植木畑があるなど、近々に開発されることは考えにくいいため、取り込むことは困難だと考えております。

最後に「調査区域4」としている、図中④のエリアについてご報告します。比較的新しい建物が点在している地域です。しかし、砂利道でこれから道が整備され、開発が進むのではないかと思われ、取り込むことは見送るべきだと考えております。

今回の調査結果についてご検討をお願いします。

【会長】

部分的にみると、地元以外の人にはわかりにくい地域です。

【委員】

①と②の道などは抜け道として地元の人が普段使います。

【事務局】

車が多く通っている印象を受けました。

【会長】

抜け道などもありますが、農地などもたくさん残っています。

地図だけでは、判断することはできないので、実際に歩く機会を用意していただきたい。そこで、現地を確認し、市街化区域と比べて検討を進めたいと思います。

【委員】

20年間であまり建物が建っていないように感じます。他の場所と比べると開発のペースは遅いです。

今までの市街化調整区域を取り込もうと検討してきた地域と比べると開発は進んでいません。あえて、ここを取り込む理由がわかりません。

<p>【事務局】</p> <p>【会長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【会長】</p> <p>【会長】</p>	<p>畑は手入れがされている状態であり、建物も点々としている状況です。</p> <p>やはり、急ぐわけではありませんが、一度歩いて確認を行い、判断をしたいと思います。</p> <p>承知しました。例年5月頃に歩いていますが、歩く範囲は広いので、歩くコースの案を事務局で作成し、2月又は5月の検討委員会で示したいと思います。</p> <p>そのように準備をお願いします。</p> <p><b>5 次回検討委員会について</b></p> <p>次回の検討委員会の日程は、平成28年2月22日（月）14時から、泉区役所1A会議室で開催します。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 第五次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について 別紙 第五次地区住居表示実施についての質疑応答</p> <p>資料2 第五次地区の住居表示に関する調査実施のお知らせ</p> <p>資料3 第五次地区の実施までのスケジュールについて</p> <p>資料4 第六次地区事前現地調査の報告について（報告）</p>